

令和4年度東部教育事務所管内学校（園）訪問指導実施要領

1 基本方針

指導主事学校（園）訪問は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第48条の規定に基づき、各市町教育委員会の要請を受けて、県及び東部教育事務所の基本方針にしたがい、教育課程、学習・保育指導、生徒指導、その他学校（園）教育に関する専門的事項について指導助言を行い、市町教育委員会と当該学校（園）の主体性と創意ある運営の充実に資するものである。

2 実施方法

指導主事学校（園）訪問においては、各市町教育委員会の要請を踏まえ、各学校（園）において幼児児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業（保育）づくりを通じ、教員の指導力の向上や校（園）内研修の充実等を図る。

(1) 訪問形態

- 「一般訪問」は、これまでのB訪問を踏襲し、全幼児児童生徒における全教科等を対象とした協働による授業（保育）づくりを通して、教員の指導力の向上に係る指導助言及び諸表簿指導等を取り入れた内容とする。
- 「指定校（園）訪問」は、これまでのC訪問を踏襲し、県教育委員会の事業の充実として、研究指定校等の実践に係る特定授業（保育）への指導助言を取り入れた内容とする。
- 「特別訪問」は、これまでのD訪問を踏襲し、校（園）内研究の充実に係る特定授業（保育）への指導助言を取り入れた内容とする。

(2) 訪問形態の内容等

訪問形態	回数・日程	内容等
一般訪問	年1回 半日	① 諸表簿指導 ② 学校（園）経営概要説明 ③ 授業（保育）参観 ア 通常枠 ◇協働による授業（保育）づくりのグループが適正規模で編成される授業（保育）数。 イ 初任者（1年目）枠 ◇学校の状況に応じて初任者（1年目）の教員は、協働による授業づくりを通して必ず授業を行う。ただし、幼稚園等についてはこの限りではない。 ④ 授業（保育）検討会 ⑤ 全体協議会 ◇内容については、学校の実態等を踏まえ、東部教育事務所と各学校が協議し決定する。 【留意点】----- ア 幼稚園は午前の訪問、小学校と中学校は午後の訪問を基本とする。 イ 学校経営概要説明においては、生徒指導に係る説明及び協働による授業づくりに係る説明も含める。 ウ 指定校（園）訪問及び特別訪問を実施する学校（園）も、一般訪問は必ず実施する。
指定校（園）訪問	年1～3回 半日	① 研究指定校（園）等の実践に係る特定授業参観 ② 特定授業（保育）検討会 ア 指定研究推進・充実についての指導助言を行う。 イ 回数、形態、内容等については、教育委員会の要請による。
特別訪問	年数回 半日	① 校（園）内研究の教科等の特定授業（保育）参観1～3学級程度 ② 特定授業（保育）検討会 ア 校（園）内研究・授業についての指導助言を行う。 イ 一般訪問と特別訪問の実施順については、各学校の要望による。

3 学校（園）訪問指導実施に当たっての留意事項

(1) 協働による授業（保育）づくりと校（園）内研修の推進について

- 協働による授業（保育）づくりでは、担当する学年が異なる立場や指導する教科が異なる立場から意見を出し合い、多様な幼児児童生徒の考え方や反応等を予想しながら共に授業（保育）を構想し、指導案等の作成を行う。さらに、研究授業では、役割分担による幼児児童生徒の学びについての見取りをもとに検討を行い、教員の指導力向上につながるよう、協働による授業（保育）づくりの推進を図る。
- 協働で授業（保育）をつくる校（園）内体制の更なる充実を目指し、あらかじめ編成されたチーム体制を生かした事前・事後検討会等の計画的・継続的な実践を通して、校（園）内研修の活性化と校（園）内文化の醸成を図る。
- 協働による授業（園）づくりにおいては、校（園）内研究主題・副題に関する授業（保育）を一つ以上実践することが望ましい。
- 小・中学校の「一般訪問」では、訪問時に15分間程度、研究主任・教頭等と校内研究担当指導主事との打合せの場を設定する。なお、時間設定については、4校時授業参観を要請する場合はその時間帯で、4校時授業参観を要請しない場合には、諸表簿指導と同時間帯で設定する。その場合の教頭の対応については、事前打合せの際に調整する。（資料等の準備は不要）
- 「指定校（園）訪問」については、4月当初より担当指導主事と連絡を取り、研究主題の設定をはじめ研究実践、研究結果のまとめ等について、年間を通して調整を図る。

(2) 特別支援教育の充実について

- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の学びを創造する力量の向上が求められていることを踏まえ、特別支援学級及び通級指導学級の授業を積極的に実践することが望ましい。

(3) 全体協議会の充実

- 「一般訪問」における全体協議会の内容等については、学校の実態等を踏まえ、教育事務所と学校で協議し決定する。

(4) 諸表簿指導について

- 「一般訪問」における諸表簿指導助言は学校教育法施行規則第28条によるものとし、市町教育委員会が指導を要請する表簿等を対象とする。なお、学級数の多い学校については、任意抽出による指導になることもある。
- 各学校（園）においては、37ページからの「諸表簿記載に当たって」を参照し、事前確認を行う。その上で、記入上不明な点等があれば、学校（園）訪問指導の際に指導助言を受けるようにする。

(5) 初任者研修及び5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修対象教員の授業について

- 小・中学校の初任者研修（1年目及び2年目）対象者、並びに5年経験者研修及び中堅教諭等資質向上研修対象者における校内公開（研究）授業に係る実践については、学校訪問指導での授業に充てないよう留意する。なお、詳細については各研修実施計画を参照すること。

(6) 4校時授業参観について

- 小・中学校の一般訪問においては、市町教育委員会の要請に基づき、4校時授業参観を実施することができる。

4 一般訪問における日程の目安(例) ※学校(園)の事情に応じて日程を調整する。

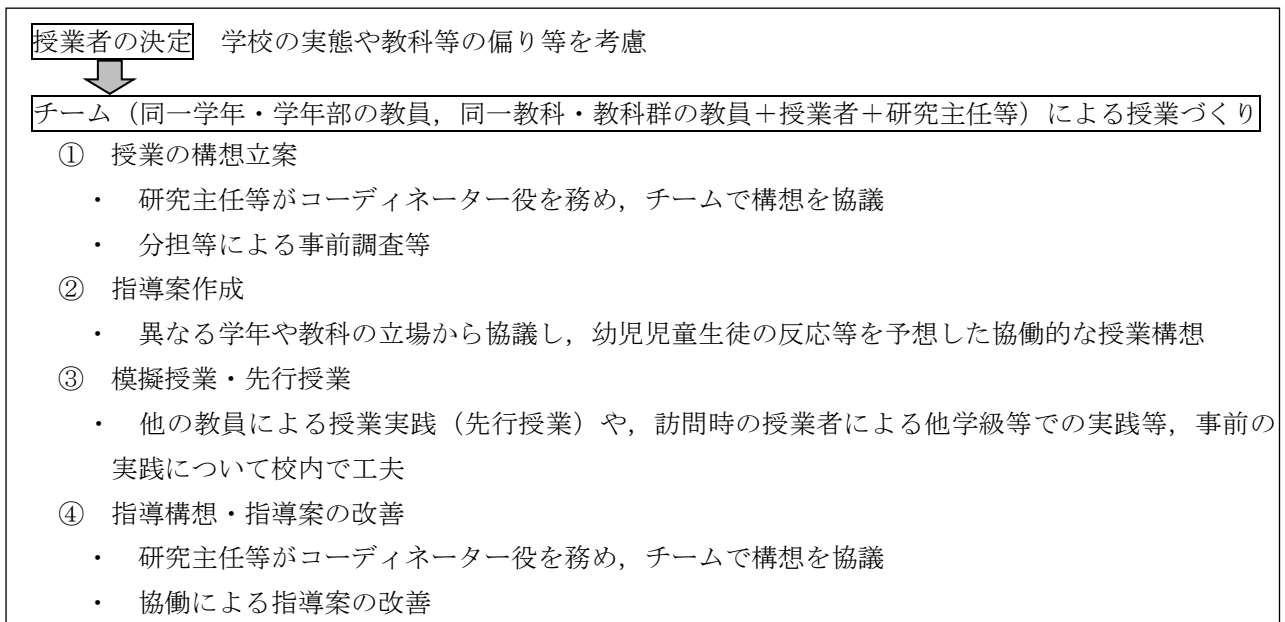
幼稚園・こども園	小・中学校
	【4校時授業参観を実施しない場合】
	<小学校> <中学校>
◆指導主事到着 8:55	◆指導主事到着 12:30 12:30
◆園経営説明(15分) 9:00~ 9:15	◆諸表簿指導(15分) 12:40~12:55 12:35~12:50
◆諸表簿指導(15分) 9:20~ 9:35	校内研究打合せ(15分)
◆保育参観(50分) 9:35~10:25	◆学校経営説明(15分) 13:00~13:15 12:55~13:10
◆指導主事打合せ(15分) 10:35~10:50	◆授業参観(45・50分) 13:20~14:05 13:15~14:05
◆全体協議会(60分) 11:00~12:00	◆指導主事打合せ(15分) 14:10~14:25 14:10~14:25
1 開会	※児童生徒の下校時間
2 園長挨拶	◆授業検討会及び全体協議会 14:30~16:20 14:30~16:20
3 保育検討会	
(1) 保育者自評 (5分)	◆授業検討会 (移動・休憩 10分)
(2) 協議 (15分)	◆全体協議会
(3) 指導助言 (10分)	授業検討会及び全体協議会の時間は、途中移動・休憩を含めて110分とする。
4 園内研究に係る指導助言 (10分)	
5 全体講評 (10分)	
6 教育委員会挨拶	
7 閉会	
	【4校時授業参観を実施する場合】
	<小学校> <中学校>
	◆指導主事到着 10:55 10:45
	◆諸表簿指導(15分) 11:05~11:20 10:55~11:10
	◆4校時授業参観(45・50分) 11:30~12:15 11:20~12:10
	校内研究打合せ(15分) 11:30~11:45 11:20~11:35
	◆昼食・休憩(45分) 12:15~13:00 12:10~12:55
	◆学校経営説明(15分) 13:00~13:15 12:55~13:10
	◆授業参観(45・50分) 13:20~14:05 13:15~14:05
	◆指導主事打合せ(15分) 14:10~14:25 14:10~14:25
	※児童生徒の下校時間
	◆授業検討会及び全体協議会 14:30~16:20 14:30~16:20
	◆授業検討会 (移動・休憩 10分)
	◆全体協議会
	授業検討会及び全体協議会の時間は、途中移動・休憩を含めて110分とする。

幼稚園訪問においては、全体協議会の中で保育検討会を行う。その際には、最初に「保育のねらいの達成状況」について話し合うよう努める。

5 学校訪問(小・中学校)指導での授業検討会及び全体協議会について

(1) 学校訪問指導における協働による授業づくりのモデル

～協働で授業をつくる校内体制の更なる充実(校内研修の活性化・校内文化の醸成)のために～



(2) 授業検討会について

【例】

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 協働による授業づくりの経過
- 4 自評
- 5 協議
- 6 指導助言 (15分)
- 7 閉会

【進行：学校担当者】

- 各学校の実情及び市町教育委員会の要請に基づき、時間設定や協議内容については、事務所担当指導主事と各学校で調整する。
- 「3 協働による授業づくりの経過」においては、協働による授業づくりの経過や授業実践までの課題等を簡単に説明する。
- 「5 協議」においては、はじめに授業のねらい及び評価規準を受け、授業者のどのような見取りからねらいが達成できたかどうかを検証し、その後、校内研究の仮説検証等の協議を行う。

(3) 小・中学校における全体協議会について

- 「一般訪問」では全体協議会を設定する。ただし、実施内容、実施方法、実施時間については、各学校の実情及び市町教育委員会の要請に基づき、事務所担当指導主事と各学校で調整し決定する。
- 全体協議会において「全体協議」を行う場合には、学校が主体となって熟議参加型の協議または研修の場を創造するよう努める。協議の進め方は、協議内容や目的に応じて各校で創意工夫する。

「全体協議」の内容例

- | | | | |
|-------------|----------|----------------|--------|
| ・学力向上 | ・体力向上 | ・いじめ対策 | ・不登校支援 |
| ・魅力ある学校づくり | ・校内研究の充実 | ・令和の日本型学校教育の推進 | |
| ・発達障害の理解と対応 | | | 等 |

- 全体協議会において、校内研究に係る指導助言（研究講評）を希望する場合は、10分間程度の時間枠を設定する。なお、全体協議会において校内研究に係る指導助言（研究講評）を希望しない場合は、校内研究打合せにおいて、校内研究担当指導主事より研究主任、教頭等に指導助言を行う。
- 全体協議会では、10分間程度の全体講評の時間枠と学校長挨拶及び教育委員会挨拶を設定する。
- 学校職員・指導主事等の紹介等は座席表等で代替する。
- 進行は、学校担当者が行う。
- 「指定校（園）訪問」及び「特別訪問」では、全体講評に替わって校内研究に係る指導助言（研究講評）を設定する。

6 学校（園）訪問指導に関する事前から事後の流れ

(1) 各教育委員会からの訪問要請等

- 各教育委員会は、1月上旬までに、東部教育事務所に「学校（園）訪問指導申請書」【様式1】により学校（園）訪問指導の要請を行う。
- 各学校（園）は、1月下旬までに、「学校（園）訪問指導希望月等調査票」【様式3】を教育委員会教育長及び東部教育事務所に提出する。

(2) 訪問期日の決定

東部教育事務所で学校（園）訪問日を調整し、2月中旬までに各教育委員会及び各学校（園）に通知する。

(3) 派遣依頼

各教育委員会は、4月中旬までに東部教育事務所に「学校（園）訪問指導派遣依頼書」【様式2】により指導主事の派遣依頼を行う。

(4) 学校訪問指導授業数及び教科等の報告

小・中学校（指定校訪問・特別訪問も含む）は、「学校訪問指導授業数及び教科等について」【様式4】を、4月末日までに東部教育事務所指導班に電子メール（指導班代表電子メールアドレス★参照）に送信する。添書は不要とする。

(5) 打合せ ※（5）～（7）の流れについては【参考資料】も参照のこと。

- 各学校（園）は、「学校（園）訪問指導計画案」【様式5】を作成し、教育委員会から事前に指導を受けた上で、訪問月ごとに決められた下記期日までに電子メール（指導班代表電子メールアドレス）で東部教育事務所の担当指導主事に提出する。
- 東部教育事務所の担当指導主事が、決められた期日までに各学校（園）と電話により打合せを行う。

【「学校（園）訪問指導計画案」【様式5】の提出及び打合せ期限について】

対象校（園）	学校（園）訪問指導計画案【様式5】の提出期限	東部教育事務所担当指導主事が電話により打合せを行う期限
5月の訪問校（園）	4月13日（水）	4月22日（金）
6月の訪問校（園）	5月2日（月）	5月13日（金）
7月の訪問校（園）	6月1日（水）	6月10日（金）
8月の訪問校（園）	7月1日（金）	7月11日（月）
9月の訪問校（園）		
10月の訪問校（園）	9月1日（木）	9月9日（金）
11月の訪問校（園）	10月3日（月）	10月12日（水）
12月の訪問校（園）	11月1日（火）	11月10日（木）
1月の訪問校（園）	12月1日（木）	12月9日（金）

- 「2（2）訪問形態の内容等」及び「3 学校（園）訪問指導実施に当たっての留意事項」を熟読の上、訪問当日の日程については無理のない計画を立てること。
- 電話による打合せが終了後、最終的に決定した訪問計画を電子メール（指導班代表電子メールアドレス）で東部教育事務所及び教育委員会の担当指導主事へ提出する。

(6) 事後アンケートの実施と集計及び報告（小・中学校の一般訪問のみ）

- 学校訪問指導終了後は、速やかに「学校訪問指導に関するアンケート」【様式6】を実施する。
- 「学校訪問指導に関するアンケート」の各学校の集計は、訪問日の一週間後までに東部教育事務所指導班で開設する「Google Forms」により回答する。なお、「Google Forms」の開設等に関しては、4月以降に各学校に通知する。

(7) 報告書の提出

各学校（園）は、訪問終了後、教育委員会に報告書を提出する。なお、報告書の様式、提出期限、提出部数等は教育委員会の指示によるので確認すること。

(8) 文書による通知

上記（1）から（4）については、東部教育事務所から別に文書で通知する。

提出先：東部教育事務所指導班充て

★ 指導班代表電子メールアドレス：et-kyozs@pref.miyagi.lg.jp

(9) 学校(園)訪問指導の訪問前の提出物について

提出物	一般訪問時	指定校訪問時	特別訪問時
指導案・ワークシート等	○	○	○
校(園)内研究概要・研究関係資料等	○	○	○
全体会計画案・話し合い関連資料等	○	不要	不要
前年度の指導内容(諸表簿指導部分)	○	不要	不要
学校(園)要覧	○	不要	不要

○ 提出期限は訪問日の一週間前とし、その日が休日等の場合は、その前日までの提出とする。

○ 提出部数等については下記のとおりとする。

(ア) 東部教育事務所へは、訪問する事務所の指導主事の人数+1部(保管用)を持参すること。

(イ) 各教育委員会への提出部数は、当該教育委員会の指示によるので提出前に確認のこと。

(ウ) 学力向上指導員が訪問する場合は、直接学力向上指導員の所属校に本人分1部を届けること。

その際には、単元や題材に関連する箇所の教科書のコピーを添付すること。特に、訪問校と校種が異なる学力向上指導員の場合には十分配慮すること。

○ 教科書以外の資料を使用する場合(例:教科書以外の道徳資料,楽譜等)は、必ず指導案に添付すること。

○ 「前年度の指導内容」については、前年度の訪問で指導を受けた諸表簿指導に関する部分のみを指導案集の最初のページに添付する。ただし、指定校(園)訪問,特別訪問では添付不要とする。

○ 「協働による授業づくりへの取組」について、校内研究関係資料(校内研究の概要)の中に記載すること。また、校内研究の推進状況が分かる資料等を綴じ込むようにすること。

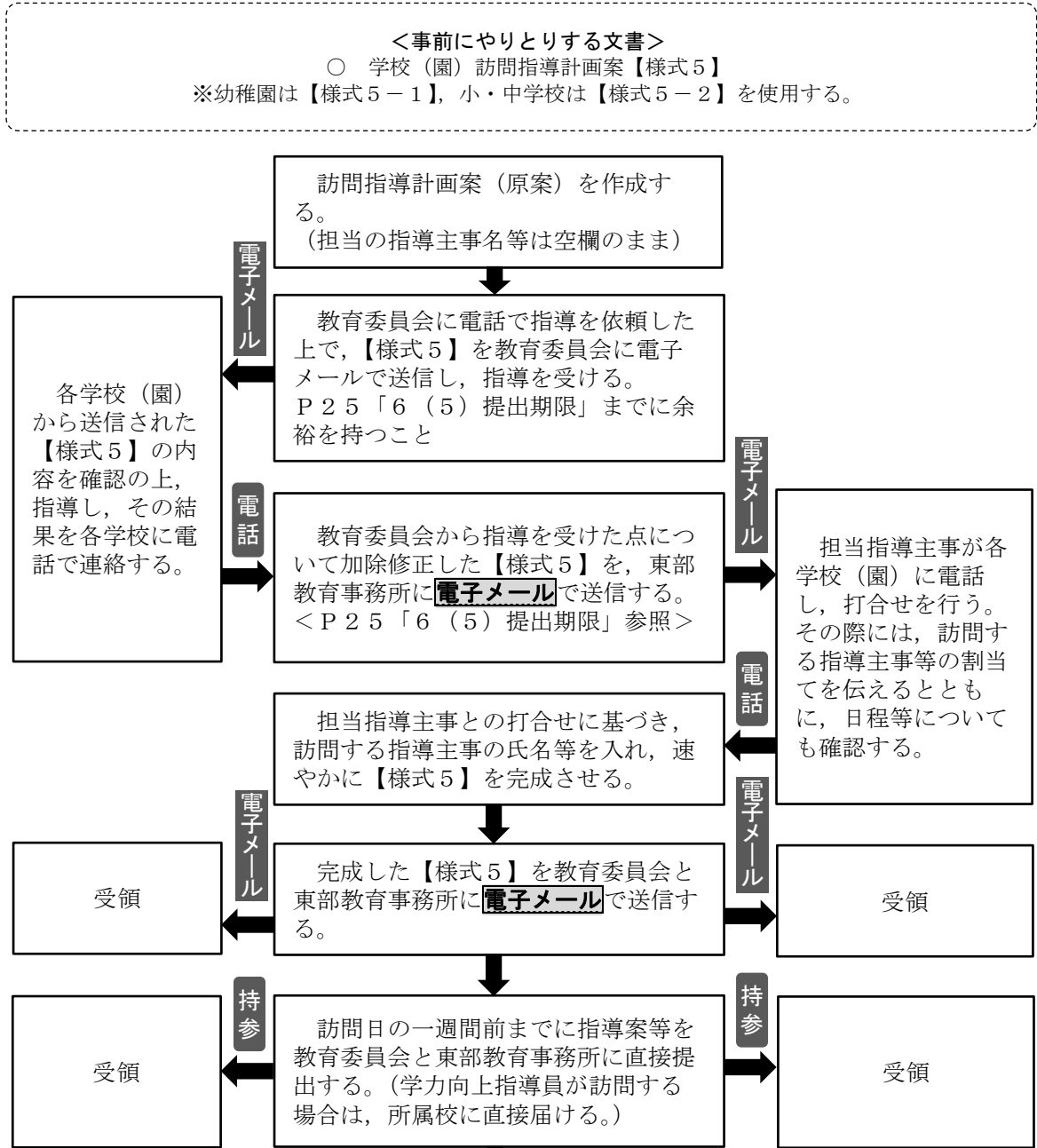
学校（園）訪問指導に関する事前から事後の流れ

教育委員会

学校・幼稚園・こども園

東部教育事務所

事前



事後

